

議第141号

京都市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成19年11月19日提出

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市職員給与条例の一部を改正する条例

第13条第2項中「8時間」を「7時間4.5分」に改める。

第17条第1項前段中「第17条の3まで」を「第18条の2まで」に改める。

第18条第1項前段中「6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「」及び「」という。）」を削り、同条第2項第1号中「100分の72.5」を「100分の75」に、「100分の92.5」を「100分の95」に改め、同条第5項後段中「「基準日から」とあるのは「基準日（第18条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、」を削り、「同項」を「第18条第1項」に改める。

第18条の2第1項前段中「6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「」及び「」という。）」を削り、同条第4項後段中「「基準日から」とあるのは「基準日（第18条の2第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、」を削り、「同項」を「第18条の2第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年12月27日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、平成20年1月1日から施行する。

（勤勉手当の額の特例）

2 平成19年12月の支給に係る勤勉手当の額に関するこの条例による改正後の京都市職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）第18条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の77.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の97.5」とする。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の京都市職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

職員の給与を改定する必要があるので提案する。